

伊丹市水道施設台帳電子システム運用事務取扱要領

(制定) 令和7年3月18日

伊水水第792号

(目的)

第1条 この要領は、伊丹市上下水道局（以下、「局」という。）が導入している上水道管及び工業用水道管における水道施設台帳電子システム（以下、「マッピングシステム」という。）の登録及び修正等（以下、「登録等」という。）の運用に関する取扱いについて必要な事項を定めることにより、水道管路資産の適正な管理及び作業の標準化並びに効率化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領に関する用語の定義は、次の各号に示す通りとする。

- (1) 「マッピングシステム」とは、水道管路施設の情報を地理空間情報上で管理するシステムをいう。管路に関する大量の情報（管種、口径、埋設年度、附属施設等）をデータベース化することによって、管路の維持管理及び管路更新時等、必要に応じた活用が可能となる。
- (2) 「定例会」とは、局と上下水道施設台帳データ更新業務を受託する事業者が日時を決めて定期的に開催する会議をいう。
- (3) 「固定資産台帳」とは、固定資産を、その取得から除却又は売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿であり、所有するすべての固定資産（水道管、道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額及び耐用年数等のデータを網羅的に記載したものをいう。

(登録等事項の整理)

第3条 局は、マッピングシステムに新たに登録等を行う事項があると認められる場合は、原則、次回の定例会までにその内容を整理しなければならない。

- 2 登録等を行う事項は、原則、伊丹市水道施設台帳電子システム整備基準に基づくものとする。

(登録等事項の依頼)

第4条 局は、前項により整理した内容について、各定例会開催時に事業者に対し、期限を定めて登録等を依頼しなければならない。

- 2 依頼する期限は、概ね次々回の定例会開催時までとする。ただし、固定資産台帳にマッピングシステムの管路データを登録する都合上、当該年度の取得及び除却した管路延長等を翌年度早々に確定させる必要があることから、当該年度の3月から翌年度の5月

までの間は、固定資産台帳への管路データ登録に支障が出ないよう局と事業者が登録等の日程を綿密に協議した上で、依頼するものとする。

(登録等事項の確認)

第5条 局は、事業者により依頼した登録等事項を踏まえたマッピングシステムの更新が行われた場合は、依頼した内容に齟齬がないか否かを確認しなければならない。

(手直し)

第6条 局は、前項の結果、手直しを必要とする部分があると認められる場合は、速やかに事業者に対し、改めて期限を定めて登録等の修正を依頼しなければならない。

(その他)

第7条 この要領の実施に関して、要領に定めのないもの又は新たに疑義が生じた場合は、その都度局が定める。

附 則 (令和7年3月18日付伊水水第792号)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。